

平成 21 年度第 14 回税制調査会

日 時：平成 21 年 11 月 27 日（金）17 時 30 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第 14 回「税制調査会」を開催したいと思います。

本日は、前回に引き続きまして要望事項の集中審議、これが最後になるわけですが、本日は内閣府本府、外務省、財務省、この 3 省の要望項目について審議を行います。

それぞれの要望項目の評価結果については、国税、地方税別にお手元に配付をしています。

なお、本日は要望項目の集中審議の後、主要事項のうちたばこ税、納税環境整備、地方税制、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンについて審議を行いたいと思います。

では、カメラさん、済みませんが、退場していただければと思います。

（カメラ退室）

○峰崎財務副大臣

まず、内閣府本府の要望項目について審議を行いたいと思います。御発言を 3 分以内でお願いできればと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

副大臣どうぞ。

○大島内閣府副大臣

内閣府本府は 3 つあります。1 つが P F I 法に基づき実施される公共施設等の整備に係る非課税措置ということで、要は P F I 法に基づいて刑務所とか、斎場とか、給食センター、国立大学の校舎等々をつくった場合に、そこに固定資産税、都市計画税、不動産取得税がかかっております。この P F I 法に基づく公共事業等の整備等に係る非課税措置ということで 2 分の 1 を平成 17 年から平成 21 年まで、5 か年間時限措置として減免されておりました。これはこれまでの指摘されたとおり、まずは P F I を導入するということの促進を図ること及び税制についてはもともと国の税が刑務所をつくれればその先の固定資産税等、地方公共団体に入っていくこととなりますので、そのところは税から税ということで同じなのかなということで、これについては本来であれば廃止してもいいのか、これを恒常的にあるいは廃止してもと考えておりました。まずはこの制度について非課税ということ、そして 5 年間の時限措置として、本則として措置することを要望させていただいております。

もう一点が、地震でございまして、これまで地震に対して、例えば緊急地震速報受信装置、要は地震が起きて波が来るまで 3 秒から 5 秒かかるその装置を付けた場合に

は、所得税、法人税の減価償却 20%あるいは固定資産税について、課税標準を3分の2までに軽減ということで、日本全国でどこでも地震が起きるんですけれども、より地震が起きやすい地域に絞って、これを特例措置として認めていただいたんですけれども、最近では福岡県の西方沖の地震、能登半島沖地震、新潟県の中越沖地震、岩手・宮城内陸地震等、指定外のところでも地震が起きるものですから、この制度については、全国的に広げてほしいということ。

もう一つは、今、ようやくこの制度について、昨年抜本的に見直しまして、今年から内容については始まったんです。ですから、少なくとも22年の3月31日までなんですけれども、今回の要望としては2年間について、延長を是非お願いしたいということ。そして、全国の拡充、どこでも地震が起きるかもしれないので、人命を救うためにも全国の拡充で是非してほしいということを求めています。

もう一点が、特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置ということで、これは4点だったと思います。

1つが、事務の軽減ということで、特定非営利活動法人は、民間の方がやっております、事務作業的には皆さんボランティアで集まってやっているので非力なものですから、特定非営利活動法人を、その上の認定特定非営利活動法人にするための事務作業が非常に煩雑なものですから、事務作業を圧縮してもらうのが1点。

そして、全国12か所の国税の管轄しか受け付けられないものですから、各都道府県あるいは広いところは2か所、3か所受付窓口を設けてほしいという事務的な提言が1点。

もう一点が、これについては、今、2年間活動すれば、一応申請できたんですが、それを今、5年間ということで移行期になっております。なかなかこれは周知徹底が図られていないものですから、2年間の特例措置をもう1年是非延長してほしいというのが1点です。

最後が、これが税に係るところでして、前回述べましたとおりでございます。今回は、みなし寄附行為で、特定非営利活動法人が営利事業をしたときの自分の団体に対するみなし寄附について50%、200万円を限度に認めてほしいという、非常にかわいらしい要望になっておりますので、是非そこのところも一定の御判断をいただければと考えております。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、古本政務官、よろしくお願いたします。

○古本財務大臣政務官

お疲れ様です。政務官の古本です。

まず、国税分についてでございますが、NPO法人、認定NPOについてでございます。初回申請における実績判定の期間ということで、現在は5年、2年の選択とい

うことがございます。この認定の期間が長いことがいいのか、短いことがいいのか、当然それぞれのNPOの皆様によって御都合というものがあると思っております、実績期間2年経ったときに、その前提で準備をしていた法人に配慮して設けてきたという経緯もございますので、引き続き検討していきたいと思っております。

それから、申請書類の明確化でございますが、可能な限り対応したいと思っております。副大臣からも申請書類関連については配慮してほしい、工夫をしてほしいという御指示もいただいておりますし、いろいろ考えていきたいと思っております。

その際に、どういった書類を整備すれば簡素化すれば、方々が更に申請しやすくなるのか、また、具体的なリクエストもお願いをしたいと思っております。

なお、以前この場でもこれぐらい積み上がっているというふうに表示していただいてプレゼンがあったかと思うんですが、あれを調べましたら、具体的な話ですけれども、世界の子どもにワクチンを配布しようというNPOの方々だというふうに伺いまして寄附者が2万7,000人もおられるということで、これは国税の認定に当たり、1人の者が多額の寄附をしたということではいけませんので、より多くの方に幅広く公益性の高い事業に対し寄附を受けているということをつぶさに確認するという意味で、寄附者の名簿を名寄せで付けていただくということになっておりまして、当然2万7,000人余の名簿が積み上がって、ちなみに、申請書類についてはほんのわずかしかないう現状の中で、現実問題、9か月ぐらい待っていただいている、平均すればそういう現状でございますので、しっかりと努力をしてまいりようにしてまいりたいと思っております。

期間の短縮等々も、いろいろ御議論中で今後どういったことが具体的にできるかを今後詰めさせていただきたいと思っております。

他方、みなし寄附の枠の拡大の話でございますけれども、このことが仮に持ち越しの話ということで議論を進める場合には、少なくとも今のお言葉を借りれば、かわいらしいということでありましたけれども、果たしてそうなんだろうかという懸念もありまして、つまり、今、適用になっておられる独立行政法人や日赤さん、あるいは宗教法人さん、さまざまな方々が、当然並びでの要求をなさっておられることは想像に難くないわけでありまして、新制度に移行した中で、全体のみなし寄附の枠について更に精査をさせていただきたいと思っております。

その場合に、このことがあるから、NPO法人の方々が認定を受けようとするのか。そもそも認定を受けたくても手続きが煩雑でかつ期間が待たされて、それで途中で心折れあきらめることが多くて、入口にたどり着けないのか、スタートラインにたどり着けないのか、そのことの議論はみなし寄附の枠を広げるかどうかという議論と少し切り分けながら、そもそも裾野を広げていくんだということであれば、寄附の枠を広げなくてもこの議論の可能性はあるわけございまして、1人でも多くのNPOの方が、その要件を満たす方についてはちゃんと認定できるような環境整備にすることの

方が先決ではなかろうかということも考えております。

最後に、地震の方でありますけれども、こちらもいろいろ確認いたしましたところ、確かにこれまで想定された区域以外でも地震が頻発しているというのは、国家的な安全保障上の大変大きな課題だと思っております。

しかしながら、大規模地震対策特別法に定めるところの区域については、地震防災応急計画を定め、その定めに基づいて、別途、緊急地震速報受信装置を設置すると、こういうことになっているんですが、おそらくニーズの高いところは、この区域から漏れていて、ニーズの特に高いところは、例えば関東地方ではなかろうか等々の観点もございまして、まだ全体の総括ができていない中で、昨年改正したばかりでありますので、一気に全国に適用ということが、果たして費用対効果ということも含めまして判断に至るかどうかということは、なお疑問を持っておりますので、いろいろと相談をさせていただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

小川政務官。

○小川総務大臣政務官

地方税の観点ですけれども、NPO法人に関しましては、国税同様でございますので、省略をさせていただきます。

PFIと地震防災対策用資産の関連でございますが、時間の都合で実務調整が先走って先行しておりますことを、この場をお借りしてお詫びを申し上げます。

事実上、既に論点については大島副大臣との間で議論させていただいておりますが、簡潔に公の場ですので、論点だけ示させていただきたいと思っております。

まず、PFI税制ですけれども、本当にこういう形で公共施設の整備が進んでいくということは大変に進歩的な、ありがたいことだと思いますし、深く敬意を表すところでございます。

ところが、課税の論理からいたしますと、使用あるいは用途の実態というよりはむしろ所有の実態をもって固定資産税を始めとした課税関係を整理しているという課税の側からの厳格な取扱いがございまして、この点を大きく揺るがすことは非常に難しいということが1つ。

そういたしますと、このPFIという方式を、是非奨励をしていく政策税制という位置づけにならざるを得ないわけでございますが、その観点からいたしますと、創設から5年ということでございまして、今、なおもう少し状況を見させていただきたいと思っておりますが、その場合にもある程度の縮減が前提にならざるを得ないという、この2点を論点として提起させていただきます。

地震防災対策用資産ですけれども、これも極めておやりになっていること自体は、非常に有意義なことございまして、是非とも進めるべきことでございます。

また、これも課税側の論理からいきますと、非常に1件当たり数千円の減免を自治

体に強制をし、しかも、その特例措置の創設に大変な労力を持って法律改正あるいは実際の適用関係というこの性格からいたしますと、ある程度これも、仮にその意義をよく理解をするにしても、縮減を前提にした延長措置なりを検討させていただきたいと思っております。

以上、大変酷な意見で恐縮なんですけど、論点の提起をさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

どうぞ、法務副大臣。

○加藤法務副大臣

まず、財務政務官に、NPOの寄付税制の件は、認定の手続をしやすくするということが一番のポイントだと思っているので、その趣旨で是非お願いしたいと思います。拡大の問題は別途それぞれ御検討いただければと思います。拡大してもらえるのなら、それに越したことはありませんが、手続が余りにも煩雑で、小さなNPOであれば、とてもではないけれどもそれに対応できないという声はたくさんありますので、新しい公共を生み出すためにも、是非お願いしたいと思います。

それから、小川政務官に、PFIの件は、別に加藤個人としてとか、法務省としてということは全くなく、同じ刑務所があって、片や地元の自治体には固定資産税を納めません。片や地元自治体に固定資産税を納めますと、どうにも納得が行かない話でありまして、所有権が民間にあるから課税するんだと言われれば、その理屈から言えば確かにそのとおりです。

しかし、例えば庁舎の建物を建てて、将来的にまかり間違っても、何か民間をテナントで入れたりとか、転用できるというものならともかく、あの高い塀の中の施設、転用するなどということはありません。両方課税すると言われれば、それもわかる。しかし、両方課税しないというんだったらそれが筋だと私は思うので、課税側の論理だけではなくて、実態も踏まえてここは整理をしていただきたいと思います。損得のことでは全くないので、ここは筋論だけで言うておりますから、わかりやすい御回答を今ではなくても結構ですから、いただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

では、後藤政務官、続けてどうぞ。

○後藤文部科学大臣政務官

刑務所ではありません、国立大学であります。全く同じ理屈で、当初は、文科省自体で、国立大学に対する課税の問題を提起しましたが、やはりこれは内閣府に一元化した方がいいということで、大島副大臣の方から、今、御説明したとおりでございますが、刑務所のような高い塀ではありませんが、是非同じような理屈で、やはり以前建ったものと、これから財政が厳しい中でPFIの手法を使って、国立大学の整備をしていかなければいけないという実情もございますので、是非この点については、

前向きに考えていただきたいということでもあります。

○下地国民新党政務調査会長

大島副大臣のPFIがあるでしょう、民間でやって、入るのが公共の店子だと、安定した店子で永久に利益が出てくるんです。企業からするとね。だから、私はPFIでつくった場合に、公共の施設が入ったら、何十年にわたっても、利益を乗せてやりますから、そこまで公共が協力するんだったら税金を払った方がいいのではないかと思います。

○峰崎財務副大臣

いかがですか。

○加藤法務副大臣

PFIでコスト削減ができていくかどうかという話とは別に、いずれにしても収益の上がる建物ではありませんので、地方自治体に固定資産税を納めるということは、その分結局国費を入れるだけのことであります。

○下地国民新党政務調査会長

PFIをつくる場合、民間がつくった場合に、公共施設に貸したら、大体利益を上乗せして全部やっているんです。

○加藤法務副大臣

PFI全体ではなくて、刑務所のことだけをお話しているんですけれども。

○下地国民新党政務調査会長

民間がつくっても、刑務所を借りてもです。

○加藤法務副大臣

刑務所が借りるという概念かどうかはちょっと別にして。

○小川総務大臣政務官

ちょっと時間が押していますが、申し訳ないんですけれども大事なところなので、この間、消費者庁が新設されました。今、民間のビルに入っている。そのことは固定資産税も含めて利用料を払って地元の自治体に納めていただいているという実態があります。

今、まさに副大臣がおっしゃったように、どちらにしたって公費負担の観点から、経済観点から言えば、同じではないか、これは極めて重要な議論です。

ところが、税の観点から言いますと、どっちから入ってきたからどっちでもいいじゃないかというより、どっちから入ってきたかを極めて重要視せざるを得ないというのが税の側からの議論でありまして、結果が一緒だからいいじゃないかという議論で、所有の実態を侵しますと、これは際限なく広がっていく可能性がございます。

実態から言えば、さっき下地先生から予期せぬ応援をいただいて、非常に心強いと思ったんですけれども、やはり施設を自ら所有して自由度を増して、いろんな形でやっていくということには、それなりの税負担もお願いする形で是非議論は進めさせて

いただきたいという思いもございまして、全く一緒ではないかという議論とは少し、今後は実務調整だと思えますけれども、今のところは非常に動かし難い議論だと思っております。

○加藤法務副大臣

時間がなくなってしまうので、これは後にします。

○峰崎財務副大臣

面白い議論ですけれども、どうぞ。少し時間が押していますので、済みません。

○大島内閣府副大臣

1点だけ、地震防災の対策用資産なんですけれども、これについては去年見直して、今、続行しているものですから、その部分については一定の配慮をしてほしい。

全国展開のところと、確かに行政事務として相当かかるという話は、理解はさせていただいて、ただ、来週政策会議を開きますので、そこでもう一回委員の皆さんに説明をさせてください。

みなし寄附金課税については、加藤さんの御意見をちょっと踏まえながら、これを少し政策会議の中で議論させてください。

以上です。

○峰崎財務副大臣

お願いがありまして、新しい公共、NPOなどのヒアリングはやられましたでしょうか。

○大島内閣府副大臣

NPO団体の皆さんに来ていただいて、代表的な皆さんとは御議論はさせていただいております。

○峰崎財務副大臣

午前中、ある人から若い人たちのNPOの市民感覚というか、そういうものをもう少し取り入れたらどうかという意見がありましたので、もし、そういうようなことがなされる可能性があるあれば、もし、政策会議で可能性があるであれば結構ですから、そういう要望があったことだけ、申し添えていただきたいと思えます。

○大島内閣府副大臣

ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、議論し始めると、おそらくここも大変重要なんですが、次の、それぞれ10分ずつでこれを終わってくれという大変無茶な日程設定ですが、次に外務省の方の要望項目に入りたいと思えます。

それでは、西村外務大臣政務官、よろしく申し上げます。

○西村外務大臣政務官

西村です。よろしくお願いたします。

外務省からは、国税について5項目、地方税について1項目要望いたしております。

国税について1つ目、これは先ほど内閣府大島副大臣からお話がありましたNPOの税制の関係でありますけれども、やはり国際協力において重要な役割を果たしているNGOの財政基盤の強化のために、是非これは私どもとしても要望をしたいと思います。詳細については、先ほどお話がありましたので省略させていただきます。

2つ目は、いわゆる国際開発連帯税の新設でございます。世界の開発需要が増大しておりますけれども、これに対応するための国際的な連帯に貢献する新たな税制度を我が国に導入したいというふうに考えております。

ただ、我が国においていかなる国際連帯税を導入すべきかについては、現時点では残念ながらまだ未定でございます。

今後、国内外の議論の動向を踏まえつつ、課税対象、それから使途、使い道などについて、関係省庁とも協力をして議論をしてまいりたいと考えておりますが、課税対象については、やはりメインの議論は、いわゆる金融取引にかかる金融取引税のわけでありまして、峰崎副大臣も御承知のとおり、先般パリで国際会議が開かれまして、私もそこに参加をいたしました。新しい追加的な開発需要に対する新しい追加的な予算ということで、金融取引税、通貨取引税については議論がされておりましたが、ただ、これは国際的に、一斉の声で導入をする必要があるものだと思いますので、これは別途そういった国際的なステージで議論していく必要があると思いますし、また、航空券連帯税については、28か国が導入を表明しており、既に9か国で導入をされております。

我が国においても、いわゆる試算は可能なわけありますけれども、これも関係省庁と、やはり議論しつつ、導入に向けて取り組んでいかなければならないと考えておりますので、是非、今後は来年に向けて、また、私ども精力的に議論をさせていただきたいと考えております。

3つ目は、租税条約未締結国の締結促進でありまして、これも既にお話のあったことだと思いますけれども、経済活動のグローバル化の進展によって、租税条約の未締結国との間で、租税条約を締結する必要性が増してきております。

この租税条約の締結数について主要国については把握している限りですけれども、米国が66、英国が115、フランスが120、中国が92、韓国が71、我が国は56か国との間で適用しているという状況です。

租税条約のネットワークの拡大に向けて、是非、財務省との連携をより一層強化したいと考えております。

4つ目は、法人税率の引下げですが、これについてもお話が既にあったと思いますが、欧州委員会や、EUのビジネス界からの大変強い要望もありますので、今回はちょっと難しくても、中期的には実現していくことが重要であると考えております。

5つ目は連結納税ですけれども、これもEUのビジネス界からの強い要望がござい

ます。本来的には全額出資条件の緩和が重要でありますけれども、第一歩といたしまして、経産省から要望されております、グループ法人税制の整備等、これを直ちに実現する方向で検討を願いたいと思います。

地方税については、国税と同様で内閣府の方から説明のあったとおりです。

以上です。

○峰崎財務副大臣

では、古本政務官、よろしく。手短にお願いします。

○古本財務大臣政務官

国際連帯税は大変注目されておりますし、航空機というアプローチがいいのか、いわゆる金融がいいのか、トービン税がいいのか、それぞれ具体案が固まっていない中で、今、この場で議論するという状況でありますので、引き続き研究をするということではなかろうかと思っています。

今、幾つかいただきましたけれども、法人税の引下げ等々は、今、租特の話をしていすけれども、いわゆる網の目のような、使い勝手のいい人にはいい、その制度があることを知らない人には悪いという、こういう租特も少し整理していく中で、仮に課税ベースが広がったならば、そのことに伴って当然に法人税率を下げっていく、こういうことを大きな方向としては持っておりますので、諸国からいろいろな御要請をいただいているということも重々承りましたので、更に研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

小川政務官、ありますか。

○小川総務大臣政務官

国税連動は同様でございます。

○峰崎財務副大臣

私の方から、国際連帯税のところ、開発連帯税という開発を入れたのは何か理由があるんですか。

○西村外務大臣政務官

これまで入っていませんでしたか。

○峰崎財務副大臣

議連も国際連帯税導入の促進議連だったと思いますね、ちょっと開発というのは、あまり最近では好まれない用語ですね。あえて導入されたのはなぜかなと、何かありますか。

○西村外務大臣政務官

この前、パリの会議に出席してきたときの話で申し上げますと、やはり開発目的で、いわゆる連帯税を使うべきだと、こういう議論が主流だったように思われます。

いわゆる寺島委員会、国際連帯税の協議会ですけれども、その中の議論でも、やはり他の目的ではなく開発目的で、特に、MDGs などの達成のために使うのがよろしかろうという議論が主流であると考えておりますので、入った経緯については、申し訳ありません、私も把握はしておりませんが、ただ、国際開発連帯税であるということで、国際的には推進をしていくということで、これも共通の認識があるものだと考えております。

○峰崎財務副大臣

わかりました。また検討してみます。

なければ、一応、外務省はそれで終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

それでは、最後になりましたけれども、財務省の大串政務官。

○大串財務大臣政務官

財務省でございます。財務省は6項目要望しております、他省庁主要望のものを除くと2項目であります。2項目のうち、今日はビールにかかる酒税の税率の特例期間の延長、この1点に関し、改めて要望させていただきます。

これは、C判定をいただいておりますけれども、合理性のある有効な措置だと思っておりますので、是非よろしくお願ひします。

資料をそちらにお届けしておりますが、合理性ですけれども、これは、今、非常に地ビールの製造者の経営環境の厳しい中で、参入の促進と経営基盤の強化ということでやってきておりますが、確かに参入の促進という面では、最近、新規参入が1けた台ということではありますが、それでも去年などは伸びてきております。更には経営基盤の強化という面でも、地ビール製造業者の環境は極めて厳しいところがございますので、引き続きこの措置を続けていく合理性はあるものだと思っております。

また、地酒とか焼酎などの各酒類に関しては、中小製造者に対する減税措置などがあります。そういうことも考えると、是非、地ビール製造業者に対する措置も延長していただきたいということでございます。

更に有効性でありますけれども、有効性につきましては、全国の地ビール製造者のほとんどが適用を受けています。つまり、全体的にこれを広く支援してきているということと、先ほど新規参入は1けた台と言いましたけれども、ビール全体の課税輸出数量は減少しておりますけれども、地ビールの場合には増えています。ですからサポートしていることになっています。

更には、この面での酒税の納税額は32億円に上ってしまして上昇傾向であります。ですから、国家財政にも寄与しているということもあります。

更には、経営基盤の強化ですけれども、この特例措置の導入の前後で前は営業利益欠損であった67社、このうち4割強の30社が利益を計上できるといった経営状態の改善が見られます。こういう意味において有効性としては認められるのではないかと

思っております。

相当性ですけれども、この措置も相まって全都道府県に、最低1件以上の地ビール製造業がありまして、地域経済の活性化という意味においても相当性はあるものだと思っております。

最後になりますけれども、酒税は黒字、赤字には関わりなく、これを出しているという点で税を納めておりまして、そういう意味では国家財政にもまた大きく貢献しております。

特に、先ほど申しましたように、地ビール業界は納税額が増えてきて、32億円まで達しております。税が減る効果は4億円なんですけれども、全体で32億円まで伸ばしてきているということも踏まえていただき、かつ、非常に今、厳しい競争環境下の中でやっているということも踏まえていただきますと、是非、本件に関しては、延長の措置をお願い申し上げたいということでございます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、古本政務官。

○古本財務大臣政務官

お疲れ様です。新規参入を促進したというのがきっかけです。更に中小企業の経営支援という趣旨よりも、これは黎明期の創業、立ち上げ期の経営基盤の確立を求めるための税制だったということでもありますので、率直に言いつつまで続けるのだろうかという議論は、惹起されてしかるべきだと思います。

他方、今、黒字、赤字にかかわらず納めていただいております。これは国庫に4億円の減税で32億円の納税をしていただいておりますから、費用対効果を考えれば、これ以上のエビデンスはおそらくないんだろうと思いますけれども、他方でこれは、個別の間接税でありますので、事業者に課している税ではありませんので、最終的には消費者に御負担いただいているということを整理いたしますと、そろそろ地ビールについて優遇していくということについて、一定の議論の整理を付けていってもいいのではなかろうかと思っております。

最後にあえて申し上げれば、清酒との関係もあろうかと思っておりますけれども、清酒については、増税の激変緩和ということで入れてきた経緯もあると思っております。例えば、細川さんの規制緩和で平成5年に地ビールが新規に入れるようになって以降、税制でも応援していこうということで至り、今日多くの地ビール業者の方々が、今、黒字に転じつつある方も含め、あるいは生産要件を超えて、これを卒業して、その適用を受けない立派な、地ビールから更に上を目指していかれる方も生まれてきているということは、誠に素晴らしいことなんですけれども、果たして税でいつまでもという議論は依然拭えないということでございます。

○峰崎財務副大臣

総務の方はありますか。

○小川総務大臣政務官

ございません。

○峰崎財務副大臣

反論はございますか。

○大串財務大臣政務官

御指摘の点はよく承りました。7年間の措置ということで、それがいつまで続くのかという点は、確かに、租特見直しの中であると思いますので、今の状況をぎりぎり見直して、3年間という要望をしていたわけでありましてけれども、これから随時調整の中で、議論をさせていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

酒は本来、致酔性に依じて、アルコール度数に依じて課税したらどうだという議論をしてきた経過がございますが、今回は、酒はあまり議論にならなかったというのが特徴的なんです。地ビールの件は、今のような経過がありますので、引き続き、随時調整チームでやっていきたいと思います。

○階総務大臣政務官

地ビールの件なんですけれども、海外の例だと、ひところ地ビール業者が雨後のタケノコのようにどんどんできていたらしいんですけれども、それを大手のメーカーが買収して、そういう流れがある中で、日本でもそういうことが起きていないのかどうか。194とか、195とかの業者があるそうなんです。大手の資本が入ったりしているものが含まれていないのかどうかだけ確認したいと思います。

○大串財務大臣政務官

日本の地ビール業者さんは、極めて地場、零細ですね。ですから、大手資本が入っているところ、買収されたとか、そういう例を私は聞いたことはないです。基本的に地ビール、地場ビールです。

○峰崎財務副大臣

それでは、以上で要望項目に関する集中審議がひととおり終わりましたので、次回は要望項目に対する1次査定案をお示しし、来週中には、すべての要望項目の処理方針をとりまとめるということで、来週で一応とりまとめたいと思います。できる限り、目標です。

いよいよ終盤ですので、各委員におかれましては、来週前半にも政策会議の場を活用して意見集約を図っていただいて、最終的なとりまとめに向けて検討を加速していただきたいと思います。

今朝のいわゆる財務、総務両省主催の会合を開いたんですが、どうも出席状況があまり芳しくなかったんですけれども、それと同時に十分議論をされている部門とそうではない部門があるのかなという印象も受けましたので、是非加速してお願いしたい

と思います。

それでは、実は1日ずれておりまして、残された主要事項のうちのたばこ税を今日はまず審議を行いたいと思います。

まず、古本、小川両政務官から問題点についての論点の説明をお願いしたいと思います。

古本政務官、お願いいたします。

○古本財務大臣政務官

それでは、お配りいたしております、たばこ税の論点という紙をごらんいただきながら、よろしくをお願いしたいと思います。併せて資料のたばこ税というA4の横書きが入っております。

まず、たばこ税の論点でありますけれども、この税率を引き上げるという場合には、その目的をどこに見出すのかということだと思っております。裏面に税調会への総理からの諮問文を念のために添付いたしてございます。

総理からは、間接税について環境や健康等への影響を考慮した課税の考え方を踏まえという御指示でありまして、酒、たばこ税については、健康に対する負荷を踏まえた課税、こういう御趣旨でございます。

2点目の論点は、喫煙者や葉たばこ農家あるいは小売の方々への影響をどう考えるか。これも当然に、大きな影響を与える話でありますので、大切な論点になろうかと思っております。

3つ目の論点に、税率の引き上げということによりまして、喫煙数量や、税収への影響についてどのように考えるかということでもあります。

少したばこ税を上げれば、増収になるという議論が一人歩きしている部分も散見されますけれども、これはある一定線を超えると度が過ぎますので、本当に財政をおもんぱかっていただいてたばこ税ともし言っていた方がいるならば、これは、実はある度を過ぎると増収どころか減収になるということも少し整理をしなければならぬと思っております。

その際、資料を少しごらんいただきたいと思うんですが、2ページ目に、これはおさらいになりますが、平成8年がピークです。このときに、年間3,483億本売れておりましたのが、直近の20年で見ますと、1,000億本売上が減っております。

この主たる原因は、環境は勿論ですけれども、何よりも健康やいろいろなことを考えた方もいらっしゃるでしょうけれども、累次にわたる1本当たり、税金で言えば約0.8円、売値で言えば、約1円の増税といえますか、値上げを重ねてきた結果、このように推移してきているということでございます。

3ページ、これは累次にわたるたばこ税増税の際に用いた試算のデータベースでございます。

平成15年の値上げの際には、0.82円1本当たりの値上げでございました。このこと

により、初年度は国分が 910 億円、地方分が 738 億円、交付税を配慮すれば、国分が 682 億円、地方分が 966 億円の増収効果があるだろうということで増税に踏み切ったということでもあります。

このときに用いた増税による影響を考慮して、この指数を機械的に仮に平成 22 年度に置き換えて同様の試算を行った場合には、初年度で、国税分で 550 億円、地方税分で 450 億円の増収効果があるだろうと。平年度で見れば 700 億円、地方分については 660 億ということでございます。

したがって、売上は落ちるんだけど、税収は何とか、巷間、増収効果があるんだという御議論があるようですけれども、1 本当たり、税で申し上げれば 0.82 円の引き上げをしたときの指数を当てはめればこういうことになるということでございます。

こういったことを踏まえて、この後、どうぞフリーで御議論いただきたいと思っておりますけれども、少しこの場でも何度か御紹介いたしました事業法について少し触れておきたいと思えます。

事業法は、たばこ産業の健全な育成をうたっているということがございまして、健全な発展を通じて財政収入の安定確保に資することという規定がございます。したがって、財政収入の安定確保ということが事業法に定める一番の目的でありますので、間違っても減収になるようであったならば、少し事業法の建てつけから言ってどうなんだろうかという議論が付いてくるという整理を議論の入口として申し上げる必要があると思っております。

一方で、喫煙者の方は御案内のとおりですけれども、事業法に合わせて注意喚起ということでパッケージにいろんな注意表示あるいは広告規制等を定めている部分もございまして、そういう販売、流通に際しての健康の観点も配慮している中での事業法が今あるということでございます。

したがって、相当数の喫煙者がこれを契機に、消費量を大幅に減少するというようなことがあったならば、現行の事業法の下では、少し議論の整合性を保てるだろうかという懸念がございます。

他方、これを契機に、消費量が大幅に減少するようにならない上げ幅であったならば、おそらく事業法の建てつけの中で収まるのだろうということでございます。

なお、マニフェストの中では、健康に配慮した課税に転換していく。その際にはこの事業法を見直していくという書きぶりになっておりますことも、併せて申し添えていきたいと思えます。

もう一点、資料の 4 ページを説明しておきたいと思えます。これはたばこ税の引き上げと小売の定価の関係なんですけれども、先ほど 0.8 円ほどの増税で、最終的に半価、売値は 1.19 円、0.852 円を増税したときは、1.19 円の引き上げになっております。

この差分は何かと言えば、たばこの小売定価というのは、改めて売上が落ちるだろうと、当然増税になれば価格弾性値がありますので、その分売上が落ちるだろうとい

うことを織り込んで、事業者である J T や関係の方々の見込みなり、もくろみを織り込んで、その分をマージン率として織り込んで乗せて認可申請が財務大臣に出てくるという価格設定ルールになっております。メーカーからの申請に基づいて別途財務大臣が認可する、価格も認可制ということでもありますけれども、事業法の建てつけでございます。

したがって、俗に何円でどうなんだということ言えば、おそらく増税の幅が上がるほどに売上が落ちるでしょうから、弾性値がございますので、関係の J T サイドあるいは皆様の売上が落ちるだろうという御議論を、マージンに織り込む率はより高まっていくということが容易に想定されます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

地方税をお願いします。

○小川総務大臣政務官

簡潔に申し上げます。地方の立場から申し上げますと、例えば 300 円の 1 箱のたばこ税 174 円のうち地方が 87.44、国が 87.44、1 対 1 でいただいているということだけ申し上げます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

この問題は、今日少し議論を進めたいと思いますが、前回、厚生労働副大臣の方からは、いろいろと 500 円、600 円、700 円といった議論もございました。どうぞ真剣に議論したいと思います。

○渡辺総務副大臣

はっきりと税調で議論するということは、税源としてのたばこなんですね。健康の建前、よくわかるんです。鳩山総理の言っている、ただ、現実問題としてタバコ 300 円を 600 円にしたら、多分一気に税収が減るでしょうから、この税調で議論するということは税源としてのたばことして考えるのであれば、おのずと結論が見えてくるんだろうと思います。

私は、もし、健康ということを実際にやるのであれば、健康増進法の中で、たばこは害薬であると、だからたばこは追放しなければいけないということを書いて、そのための手段として、目的達成の手段としてたばこは 1,000 円にするというように書かないと、これはやはり筋が通らない話。

ですから、私はここで議論をするということは、やはり税源としてたばこを考えて、どうするか、上げるのか、上げないのかと、上げるのならばどれぐらいの幅かという御議論をした方がいいのかと、私はあえて申し上げたいと思います。

○長浜厚生労働副大臣

別に言葉じりをとらえるつもりはないんですけども、今みたいな言い方をされる

と、議論が進まないのではないかと思いますし、たばこ事業法の法案審査をやるわけではないと思いますので、いわゆるたばこ税ということで論点整理をしていただいて、そして、先ほど古本さんから御説明をいただいたように、鳩山総理の税調に対する諮問もありましたね、健康に留意をするという。たばこ税は、健康に対する負荷を踏まえた課税ということですから、健康について議論するなということになると。

○渡辺総務副大臣

そういうことを言っているんじゃない。

○長浜厚生労働副大臣

ですから、そういうことで是非お考えいただければと思っております。

また、たばこ事業法について言えば、確かに古本さんがおっしゃられたように、たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること目的とするという第1条と、しかし第39条で、消費者に対し製造たばこの消費と健康との関係に関して、注意を促すため財務省令で定める文言を、財務省令で定めるところに表示しなければならない。あるいは40条で製造たばこに関わる広告を行うものは未成年の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、その広告が過度に渡ることがないように努めなければならない。

素直に読めば、たばこの消費を抑制するというような形での条文も入っているわけでもありますから、ですから、いわゆるたばこ税の議論ということでスタートさせていただければ、まず、いいなと思っております。

それで、いただいた論点というところにおいても、たばこ税のいわゆるたばこ税の税率を引き上げる場合、その目的についてどのように考えるかというペーパーをいただいております。ですから、その目的ということであれば、やはり私どもが批准をしているところのたばこの喫煙に関する世界保健機構の枠組み条約というところに、目的というところで整理されて、これもいただいた資料に付けていただいているんですね。ページ数がありませんが、資料（たばこ税 [地方税]）の前の最後のページのところですか、配付されている資料だと思いますが、平成16年6月批准で17年2月発行の166か国、10月現在ですが、締結されている、ここにやはり目的が書いてありますので、全部読むと時間がなくなりますので、たばこの破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とするということを書いてありますから、この部分における第6条のたばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を批准国は取らなければならないということを書いた方がよろしいのではないかと思います。

○渡辺総務副大臣

私が言いたかったのは、たばこの値上げに賛成なんです。なぜならば、税収も入るし、たばこをやめる人が増えれば、体にもいいし、一石二鳥なんです。

ですから、それはわかるんですが、ただ、税調で議論するというのは、これは別に

長浜副大臣に言っているのではなくて、我々が認識しておかなければいけないのは、税調で取り上げるということは、イコール税源としてのたばことして考えた場合に、そこで私は余り、両面からいくとややこしくなるので、私は税源としてのたばこをどうするかということを、一つ税調の場では考える。たばこの害については、また同時進行で私は厚生労働なりでやればよいと思います。別にこの場でやってもいいと思います。それをやるとただ、非常に時間がかかるものですから、私は是非そうしてほしいんです。

○峰崎財務副大臣

税制調査会への総理の諮問が出ています。ということは、今までは税の財源としての、いわゆる担税力をこの嗜好品にかけていくという路線で考えるのではなくて、健康や環境などに影響があるものについては、やはり、バッド課税という形で環境負荷に応じた課税にすべきではないですかと、こういう問題提起を受けているんですから、これは、厚生労働副大臣が前回おっしゃったのは、それを受けて少し値上げをしているってはどうでしょうかということが出ている。それについてどうするかということを議論しないと、たばこを幾ら上げましょうという議論だけを問題提起するわけではないんです。

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

この議論に関しては、頭出しの際に少し御紹介申し上げたんですが、我が党の公約ないしはその背景になっている政策集を確認させていただきたいんですけれども、たばこ税については財源確保の目的で規定されている現行のたばこ事業法を廃止して、健康増進目的の法律を新たに創設します。その上で1本当たり幾らといった課税方法ではなく、より健康への影響考えた基準で国民が納得できる課税方法を検討しますというのが、我が党の公式な見解であります。そこによって立たないと、あたかも税が客観的な議論だけで存在するかというような錯覚に陥るのは、我々は厳に慎まなければ、極めて国民との約束に根差した、極めて政治的なものでありますから、そこは厳重に議論を整理するべきだと思います。

関連して、私がうっかりしていて申し訳なかったんですが、この主要項目を議論するときに主税局と自治税務局の皆さん、本当に連日連夜お疲れ様です。深く敬意と感謝を申し上げたいと思います。

その上で、資料には必ず公約とその背景になっている政策INDEXでの表現と合わせて、去年の暮れにまとめた税制改革アクションプログラムでどういう議論をこれまで整理してきたか、本当は私たち一同が常に細部まで含めて頭に入れておかなければならない課題ですが、常に議論のスタートに当たってはそこに戻る議論の癖を付けさせていただきたいと思いますので、是非副大臣から御指示をいただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

今の最後にあった点はこれからも是非、論点を付加していただけておくということは、是非確認しておきたいと思います。

先ほどから、大塚さん、お待たせいたしました。

○大島内閣府副大臣

渡辺副大臣の御意見に関連して申し上げようと思っていたら、今の小川政務官の話も関連があるので、問題意識だけ申し上げさせていただきますと、やりとりの整理をされたんですが、たばこに限らず、例えば昨日私は金融庁として説明をさせていただきましたが、税源としての金融税制だけお話をするんだったら、例えば株式市場活性化のためにこういう税制をやらせてもらいたいという政策目的のところは議論できなくなってしまうんです。

ですから、たばこ税に限らず、すべからく実は政策目的と関わっている部分があるということ、まずは申し上げてあったんですが、そのことは以前から何度もここで私の意見として申し上げている。過去はわかりませんが、今後、新政権として税制改正を毎年やるときに、何のために税制改正をやるのか、そしてそれぞれの税目について最終的な判断が税調で下るわけですが、それは結局どういう根拠で何を目指してそういう判断を下したのかということ、これを明確にさせていただきたいという一連の話と関わりがあるものですから、あえて発言させてもらいたかったんです。

それと同時に、後段で今度は政務官がそういうマニフェストのことをおっしゃってくださって、我々も当然マニフェストを気にしながらやっているんですが、ただ、結局そうすると、マニフェスト大事だと思っておりますけれども、去年の税制改革大綱をつくったときの経済環境や社会的要請が4年後も変わらないものもあれば、その間の経済情勢や社会情勢の変化によって要請が変わるものもあって、勿論必ず注記をしながら、しかし、そこはチューニングしながら考えていくべき点もあるんじゃないかと思えます。

○小川総務大臣政務官

全く異論はありません。ただし、マニフェストを変更するときは、最初に提案したとき以上の説明責任が求められる。これだけは我々一同、心すべきだと思います。

○阿部社会民主党政策審議会長

私は、さっきもNPO法人のみなし寄附の限度額を上げましょうというお話のときにも同じように思ったのですが、やはり具体的な話だけでは、この税調の役割は果たされず、公益性でNPO法人を育てていこうという強い政治のメッセージがあって、初めてこの場が成り立っているんで、さっきの手续さえ簡略化すればNPO法人が増えてということではないもう一步踏み込んだものを、今日の場合には是非私はメッセージしていただきたいし、それと同じことがたばこ税についても言えると思います。

皆さんもわかった上での論議だと思いますが、たばこ税で税収だけで語れば、これ

はプラスともマイナスともどっちもあり得るし、予測し難い部分もあると思います。

確かに先ほど来、吸っている本数が減ってきて、税収も少しずつ目減りしているというふうに見るか、それともより健康コンシャスになって、健康についての意識が高まって、消費量も減ってきて、それを少しずつの値上げで税収としては大きな損得なく行っているというふうにみなすかのみなし方で、とりあえずはこの害が我が国の経済に及ぼす大きなダメージというのは、2人に1人ががんで亡くなるというか、2人に1人がかかり、3人に1人ががんで亡くなる大きな経済損失だという背景も、これも皆さんおわかりの上での論議でしょうから、私は、先般、長浜副大臣が提案されたたばこ税の御提案はもっと前向きに、あれと分離することなく、今回のお話を是非していただきたいし、そうでないと方向性が見えない論議が行われるのではないかと、もうおわかりの上で皆さんはやっているのかもしれませんが、すなわち、これがみんな国民へのメッセージになっていますので、是非、峰崎先生によろしく仕切っていただきたいと思います。

○大塚内閣府副大臣

今度は、たばこ税そのものについてですが、税収と健康との絡みで言うと、肺がんにかかる方がすべてたばこ吸っていらっしゃる方ではないと思うんですけども、例えば肺がんの治療に関わる医療コストというのは推計しようと思ったら推計できるわけです。そうすると、これがどういうトレンドで増えているかということ推計することと、税収が、仮に価格弾性値で上げ過ぎると税収が下がったとしても、それがブレイクイーブンポイントに達するまでは、トータルで見ると財政負担は減るということになりますから、税収だけではないネットアウトした財政負担というのはわかるのではないかというのが1点。

それから、喫煙率というのが、若い人ほど少なくなっているということ考えますと、実は世代間負担の調整ということにも実はたばこ税というのは、若干資するんではないかという気がしますので、一応意見として申し上げておきます。

○山田農林水産副大臣

農水の立場からたばこ税について、少し話させていただきたいと思っております。今、たばこの生産者というのは、どちらかというとなら島とか半島とか、いわゆる中山間地域で農業を支えているわけですが、何でそうなったかという、たばこしかつくないようなやせた土地であったとか、あるいはもう一つ、横持ち運賃をJTが見てくれるので、それで何とかやってこられたといういきさつがあって、現在、1万3,000戸の農家が、たばこで専業農家としてほぼ生活しております。

そこに約700億の農業売上、たばこ売上というのがありまして、これがどんどん減ってきております。しかし、そんな中で、確かにたばこの増税はやらなければいけないと、私どもも思っておりますが、そういったたばこの生産者がいて、これまでは自公政権のときには、いつもたばこの問題になると、たばこの生産者がどっと押しか

けてきて反対しておったといういきさつもあるわけです。

しかし、今回、我が党としてマニフェストにありますように、たばこについての増税は私ども当然のことだと思っておりますが、ただ、生産農家に対して、国が税金を上げるんだから、それによってたばこの生産ができなくなってきたということに対しての補償というものはきちんとしていただきたいと。必ずきちんとしていただかないと困ると思っておりますのと、できれば調べてみますと、だんだん国産の葉たばこの使用がJTで減ってきまして、今、6割は輸入の葉たばこを使っている。輸入の葉たばこが安いから使っているというのはわかるんですが、ところが実際にたばこの価格に対する生産コストの割合というのは、たばこの原料費というのは、その何%にも満たない。むしろ700億生産額があるんですが、JTでは、700億ぐらいの利益は出しているんじゃないか。

そういう中で、ひとつ政府出資のJTですから、上げるとしたら、それなりに国産葉たばこを使うような財務省からのきちんとした手当をしてもらわないと、ここで葉たばこの税金をがっと上げますと、いよいよ山間僻地の方の、農家に影響を及ぼしていくんだということはしっかり皆さんにわかっていたいただいて、議論していただければ、その上げ幅の問題です。是非、農水の見地から、私の意向も聞いていただければと思っております。

○峰崎財務副大臣

国民新党の下地さん、何か御意見はありますか。お疲れのようですね。

どうぞ、厚生労働副大臣。

○長浜厚生労働副大臣

今、山田副大臣がおっしゃったとおりに、3.8万トン、34%が国産葉たばこで、7.3万トン、66%が外国産葉たばこという状況でありますから、突飛なことを申し上げるようですが、葉たばこをつくって地たばこですか、地ビールの話がさっき出しましたが、地たばこということであれば、まだ38%しか国産の葉はありませんから、そういう意味においては、使い方をおっしゃられたような形での方法はあるんじゃないかと思えます。

○峰崎財務副大臣

では、経済産業副大臣。

○増子経済産業副大臣

先ほど小川政務官から、大変いいことを言っていただいたと思っております。マニフェストをやはりしっかりと守るということ。ほかの税制にも是非それを適用していただきたいと、まず、お願い申し上げておきたいと思えます。

その上で、たばこについては、私は世の中が大変変わってきたなと思うのは、今、たばこの増税論議がかなり国民の中には出ております。以前はふざけるなど、大衆課税かと、たばこにこんなに税金をかけるのかという声が圧倒的でしたけれども、最近

たばこ増税の議論が出ていても、余り喫煙者が怒りませんね。仕方がないなどあきらめているんですね。これは現実だと思います。世論調査の結果を見ても、たばこ値上げに賛成だというのは、6割以上の方々がいらっしゃるということで時代は変わったんだなということ、まず認識をしております。

そういう中で、今度は歴史的に見ても、私の記憶では、1円ということだったのかなど。過去には2円か3円上がって大騒ぎしたような記憶がかすかにあったんですが、現実には1円なんですね。

しかし、今度のたばこ増税については、財源なのか、健康なのか、環境なのか、さまざまな要素があると思うんです。しかし、いずれにしてもたばこ値上げをすることは、増税につながっていくことは間違いないと思います。本数は減るにしても増税になることは間違いないわけでありませう。

ですから、国民の理解が得られるかどうかという点からすれば、たばこの値上げについてはある程度理解は得られるような環境にあるのかなという認識をいたしております。

問題は、WTOやFTAなんかでもそうなんですが、問題は国内の、例えば農業の皆さん、たばこ耕作者の皆さんの保障はどうしてくれるんだとか、あるいはJTの在り方についてどうなんだという議論が出てくる。

そこで、実はたばこ事業法の抜本的な廃止を兼ねて、新しいものをつくっていくということになるんだと思うんです。私はそのところをきちんとマニフェストどおりにやりながら、たばこの値上げというものはもう必然的なものではないだろうかというふうに思っております。

そこで、上げ幅ですが、前回、長浜大臣が大変思い切った勇気のある発言をされましたけれども、そこまで行くかどうかは別として、私も今回は小幅ではなくて、むしろある一定の幅を上げることによって、先ほどたばこ事業法の抜本的な改正ということも踏まえれば、たばこ耕作者に対するある一定の支援を経過措置として、そして、たばこ販売の小売店の皆さんにもある一定の経過措置としての保障的なものを何か組み立てるという中で、中途半端な上げ方ではなくて、ある一定の幅を上げて十分私は理解が得られるのではないだろうかというふうに思っておりますので、この件については、私は基本的には幅をどうするかということを決めて、また議論の中で申し上げていきたいと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

古本政務官。

○古本財務大臣政務官

今、増子副大臣から幅の議論という少しゾーンに入ったような雰囲気になんてなっていますけれども、ちなみに、今日はちょっと資料を付けなくてあれだったんですけれ

ども、付いていましたね。5 ページを見ていただきますと、確かにアメリカやヨーロッパは、大体 1,000 円近かったり、日本で言えば、ワンコインというんでしょうか、500 円とか、少し為替をどこで見るかによって、円建てはちょっと変わってきますけれども、大体 500 円から 1,000 円の間に入っているとして、実は、一夜にしてこの値段になったわけではなくて、上げる際は、おそらく全部の国を調べたわけではないんですけれども、平均すると大体 2 円ぐらいからずっと刻んでいって、こういうふうに至っていったという国が多いんです。記録の残る限りでは、アメリカの一部の州で最大のピッチでさえ一度に 8 円ぐらい上げたというのが、おそらく世界的にも最大のピッチだったと記憶しています。不正確ならばまた訂正いたします。

したがって、今ゾーンの話に入りましたけれども、過去に我が国においては最大のピッチは 1 円だったんです。売値で値上は 1 円だったんです。ですから、その次に、一体どこが大幅で、どの辺が中幅でというのは、なお依然として渡辺副大臣に補足していただきましたけれども、財政物資であるというのは事実なので、非常にそこは難しい議論に今後入ってくると思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、文部科学政務官。

○後藤文部科学大臣政務官

どなたもたばこを吸わないようなので、私が、喫煙者の代表として文科省としては関係ありませんが、多分論点の 2 番目をどう整理をしていただくかということに、今、古本さんがおっしゃったような部分を、どう整理をして、やはりある意味では大衆課税だという御批判も当然ある中で、どう論点整理をしていくかということに尽きると思います。

個人的に言えば、あと 100 円くらいはいいのかなという感じもしますが、やはり古本さんがおっしゃったような刻みながらやるという手法なのか、一挙にどんとやって、本当に減収をするのがいいのか、これは最後まできちんと議論して対応していきたいということで、納税者代表としての発言に代えさせていただきます。

○渡辺総務副大臣

誤解があったらいけませんので、やはりたばこをやめさせるということを目的でやるならばどんとやるしかないと思います。どんな批判を浴びようと、ただ税収を集めていくというのであれば、徐々に徐々にいつまで経ってもやめられないようにする、じわじわと上げていくのがいいんだろうなと思います。

私が言いたかったたばこ事業法を廃止して、健康増進法にたばこの害を明確にして、だからたばこはもう手の届かないように値上げするんだというふうにも極端にやるのならば、私は説明がつくと思います。

ただここで議論する以上は、税源として考えれば当たり前ですけれども、じわじわと取り続けるという、極めて国民の健康を後回しにして、税収を集め続けるという、

やはりそこになるんだろうと思います。

ですから、たばこ事業法を廃止するという議論と健康増進法でたばこの追放の、例えば法をつくるとなると、これは政策論争になりますから、我々はやはり差し迫って、たばこ税は来年度どうするんだという話をした場合に、これを上げるのならばどうするか。刻みながら上げていった方がいいのか。それとも健康考えたらどんと上げて、税収はお構いなしでやめるという方向にかじを切るのか、私はそれを言いたかったんです。ここで議論をすれば、間違いなく税源の話になるんです。

○古本財務大臣政務官

ちなみに、もう一度だけ資料の2ページをごらんいただきたいと思います。恐縮でございます。

これは過去に、増子副大臣が2円か3円上がったんじゃないかなと言われましたけれども、事実は1円なんです。1円でもごらんのとおり、この10年間で1,000億本減っているんです。これは途中3回入れているからなんです。ですから、ここをして押し量っていただければ、ゆでカエルという言い方を、私もこの前に申しました。確かに1円というのはゆでカエルだったのは事実ですけれども、それ以上の日本の歴史上やったことのない世界に入りますよ、はっきり言えば、1円以上ということで、そのときには既にゆでカエルではなくなる世界に入ってくるんだろうなという気はいたします。

○加藤法務副大臣

時間も限られていると思いますので簡単に申し上げますけれども、いろんな御意見が出る中で、やはり中長期的にたばこ税をどうするのか、国民の健康をどうするのかという議論と来年度の税制として増税するや否やということはちょっと分けて整理をした方がいいのではなかろうかという気がします。

確かに、どんと一気に上げれば、インパクトあるし、効果もあるかもわかりませんが、それは小川政務官がおっしゃったように、我々が選挙前に約束をしていたこととの整合性で言うと、相当しんどい話だと思います。やはり選挙前に、これこれこういう考え方で臨みますよと言ったことと、全く違うことをいきなり持ち出すというのは、これは私自身は有権者に説明がつかないと思いますので、個人的にはたばこも吸いませんし、禁煙派ではありますけれども、そこは理屈は立てて議論するべきではないかという気がいたします。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○増子経済産業副大臣

税と健康ということ無理やり結び付けなくてもいいと思うんです。健康という面から見れば、もう既に今販売されているたばこの中に、喫煙はあなたにとって心筋梗塞の危険を高めますとか、いろんなことが書いてあるんです。これは法律で定められ

て、健康に対する警告を発しているわけです。それでもやめられない方は吸っているわけです。自己責任のわけです。ですから、健康の面だけでたばこ税を上げるという論点は、私はそんなに気にしなくてもいいんだろうと。

しかし、やはりたばこで肺がんになる率が高ければ、それによって医療費がかさんでいくなら、たばこをやめて、肺がんや病気になる人が少ない方が、医療費が少なくなることは当然ですから、全体的で見れば、そうなのかもしれませんが、ですから、健康は自己責任だと。多分、古本政務官がおっしゃったように、1,000億本減ったというのは、たばこ値上のせいではないと思っております。あくまでも健康を考えた上で上がったついでにやめようかなとか、医者に言われてやめようかなとか、そういうことの要因の方が私は多いんだと思うんです。

ですから、私はこの際、ある程度、国民の皆さんは、先ほど申し上げたとおり、たばこ値上については理解していますよ。だからちまちま上げないで、この際、上げるならば、ある程度の幅を上げて、その代わり農家も面倒を見る、小売販売店も面倒を見るというような形に一旦すっきりと変えた方が私はいいという気がしております。幅がどのくらいというのは、まだ、今日の議論には出しませんが、是非そのところを私としては理解していただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

大塚副大臣。

○大塚内閣府副大臣

今までの御意見を拝聴していると、方向感皆さん違和感なくて、現に総理の諮問も健康に対する負荷を踏まえた課税ということで、ここは若干増子さんと意見が違いますが、やはり健康に対する負荷も踏まえて、上げるということはやむを得ないんですけども、あとは幅ということであれば、しかし、喫煙者に対する配慮やら景気に対する配慮やらいろいろ考えると、余り急激に上げない方がいいんじゃないかと、方向感示しつつ、余り急激に上げない方がいいんじゃないかという感想は現時点では持っております。

○峰崎財務副大臣

山田副大臣。

○山田農林水産副大臣

私も幅について、やはりたばこ耕作者と話してみますと、若い後継者が、ほかに収入源がないから結構いまして、今回たばこが増税されるとどうなるんだろうと。山田さん、むしろ酒を飲んでアルコール中毒患者だっていっぱいいるじゃないかと、それなのにたばこが罪悪みたいと言われるのは、たばこ耕作農家としては非常に心苦しいと、お酒こそやめてほしいと思うぐらいだと、そんな話もありまして、ここは私は、若い耕作者が、先ほどから頭にちらちらするんですが、やはり小幅に、今まで一番大きかったのは1円だということなので、その当たりでひとつ議論していただければど

うかという気はしております。

○峰崎財務副大臣

だんだんと収斂されるような感じがしないでもないんですが、先ほど大塚さんが臨界ポイントというか、要するに価格上昇と医療費の削減とそういった点の提起がありましたけれども、今すぐ出せますか、そういった点について調査して、これくらいまでとか、それは出せませんか。また検討してみてください。

それで、今日はもう大体7時近くなってまいりましたので、たばこ税はとにかく今日はしっかりと議論しておこうと思いましたので、いろいろ時間を取って議論させていただきました。

下地さん、何かこの問題に関してありますか。

○下地国民新党政務調査会長

特にありません。

○階総務大臣政務官

今、最後に峰崎先生がおっしゃったことなんですけれども、私が少し違和感を持つのは、確かに肺がんで亡くなる方は減ったとしても、ほかの病気で亡くなるかもしれない。ですから、必ずしもそこは試算しても意味がないのではないかと。

○峰崎財務副大臣

かつてあるお医者さんが、衆議院議員でしたけれども、肺がんはなくなるかもしれないけれども、アルツハイマーにはなりやすいんだという話を聞いて、本当かなと思ったことがありましたけれども、それはどうなるのかは科学的にはわかりませんが、先ほど来の提起でございましたので、もしわかれば、今、申し上げたような点はあったんですけれども、今日は実は、禁煙議連というのがありまして、私のところに文書で1箱1,000円にしてもらおうよということ、具体的に1,000円というのが出てきておりました。

先ほど来のお話をお聞きしていると、論点の3つについて目的をどう考えるか。これは大転換しなければならぬわけですね。すなわち、税を調達するための財源としてのたばこ税と、それから、健康をしっかりと確保するためにたばこをいかにやめさせていくかという目的にするのか、その大転換ということ、マニフェストではおそろくうたっていたんだと思います。

ですから、そういう方向性というものをどう具体化していくのかということ、その際に、2と3のところは、いろいろと出てきますねということでの整理なのかなと思ったりしますが、方向性としては、今、申し上げたような観点が、大体1番の観点では全面に出てきてしかるべき時期に来ているのかなと思います。

ただ、問題は2、3のところをしっかりと手当ができる条件をどうつくっていくかということだと思いますので、葉たばこ農家の問題もそうですし、JTの経営も勿論あるんだろうと思います。雇用の問題もありますので、そういう意味で、いわゆる影

響についてのことも配慮し、また、税収などの影響ということも書いてありますけれども、こういったところのどこにウェートを置いて考えるかということを整理させていただき、今日はいろんな意見も出てまいりましたので、次回たばこ税を議論するときには、必ずある方向性を持って資料を出したいと考えておりますが、私自身の考え方といいますか、それが今簡単にまとまっているわけではありませんので、その点は企画委員会等でまた議論させていただいて、税制調査会にかけていきたいと思っております。

とりあえず、そんなところで、今日のたばこ税議論はよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○峰崎財務副大臣

本来ならば、納税環境整備その他用意をしておりましたが、実は来週の月曜日が1次提案というのが出てまいりますが、これは要望項目であります。その場合に、これから来週は大変申し訳ないんですが、2時間という時間を用意させていただきたいんです。今日みたいに、たばこをしっかりと論議をしたいという、あるいは今度は暫定税率をしっかりと議論したいと、そういうような議論展開になっていくと思いますので、2時間程度、開始は5時というふうに副大臣の方からありましたので、そこは国会情勢を見ながら、なるべく早く終われるようにしたいと思っておりますので、そんなことでよろしければ、今日は終わらせていただきたいと思います。

今日は、どうも大変長い間、皆さん御協力いただきましてありがとうございました。以上で終わりたいと思います。来週は、今、申し上げましたように、5時になるかもしれないませんが、是非次回また税制調査会を開会したいと思います。

以上で終わりますが、傍聴されている記者の皆さん、また記者会見をいたしますが、それ以外の方は御退席願いたいと思います。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。